

# 監査報告書

平成19年6月29日

公立大学法人大阪市立大学

理事長 金児 暁嗣 様

公立大学法人大阪市立大学

監事 宮崎 誠 ㊟

地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人大阪市立大学の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第1期事業年度における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告します。

## 1 監査の方法の概要

経営審議会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、また、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部局の責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面、証拠書類の査閲によりこれを確かめました。また、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

## 2 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 決算報告書は、予算の区分にしたがって決算の状況を正しく示しているものと認める。

以上